

平成 29 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月
島根県

3. 事業の実施状況

平成29年度島根県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 医療提供体制構築事業	【総事業費】 1,290,351 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療需要が減少する中で、医療機関間の役割分担や連携を一層進めていく必要がある、療養病床の縮小に対応するための患者受入体制整備が不十分、といった課題に対し、各地域の実情に応じた適切な医療提供体制の構築に向けて、医療機関の病床機能転換・病床再編等への支援や必要な整備を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：29年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数</p> <p>※ ()内は地域医療構想記載のH37必要病床数－H27病床機能報告病床数</p> <p>○高度急性期・急性期機能 ▲289床(▲2,047床)</p> <p>○回復期機能 168床(630床)</p> <p>○慢性期機能 ▲187床(▲586床)</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>島根県地域医療構想を踏まえ、島根の実情にあった医療提供体制の構築を図るため、圏域での合意に基づいた、以下に掲げる施設設備整備事業(小児・周産期医療、救急医療等地域医療の確保につながる機器整備等を含む)への支援を行う。</p> <p>○病床機能の転換</p> <p>○複数医療機関間の再編</p> <p>○医療近接型滞在施設の整備</p> <p>○病床規模の適正化を伴う医療機能の充実</p> <p>また、上記の施設設備整備に関連したソフト事業(医療機関単位、区域単位等で行う病床の機能分化・連携に必要な人材の確保・育成・派遣、及び整備に向けた調査・検討)に取り組むとともに、必要な支援を行う。</p>	

アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 8施設
アウトプット指標（達成値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 6カ所
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 令和2年度までの病床機能転換・削減状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度急性期・急性期機能 ▲240床 ○回復期機能 99床 ○慢性期機能 ▲92床 ○休止等 ▲40床 <p>（1）事業の有効性 令和2年度までに、急性期病床が240床、慢性期病床が92床、休止中の病床が40床減少し、回復期病床が99床増加しており、本事業を活用し医療機関を支援する事により、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があった。</p> <p>（2）事業の効率性 地域医療構想調整会議において合意が得られた地域医療構想の達成に資する整備に限定して実施しており、圏域の議論の促進にも取り組んでいる。また、施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札等を実施することによりコストの低下を図った。</p>
その他	<p>医療機関の施設整備（6カ所）</p> <p>安来第一病院、大田市立病院、県立中央病院、益田地域医療センター医師会病院、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根、済生会江津総合病院</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 医療連携推進事業	【総事業費】 11,015 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H30.3 月 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療に取り組む連携チーム数 12 チーム	
アウトプット指標（達成値）	R2 年度は、4 つの連携チーム（R1 年度以前からの継続 3 チームを含む）が構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が活発化した。具体的には、看取り代診医ネットワークの構築に関する検討チームの発足や、在宅医療に関わる医療介護専門職による多職種連携チームによる症例検討・研修会の実施等、各地域で多様な取組が実施され、県内の在宅医療提供体制の充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>アウトカム指標 577 カ所（H30.4）は、改定前の島根県保健医療計画から引用した指標であり、計画改定（H30）後の指標により評価したところ、訪問診療を行っている医療機関数、患者数ともに増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 273 カ所（R2(2020)年度） 訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,067 人（R2(2020)年度） <p>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>上記の代替指標が改善したこと等から、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <p>地域の実情に応じた医療関係者の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 10,036 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H30.3 月 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。</p> <p>また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務する全ての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発シンポジウムの開催 0 回 在宅医療についての研修等に取り組む病院数 4 病院 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>アウトカム指標 577 カ所（H30.4）は、改定前の島根県保健医療計画から引用した指標であり、計画改定（H30）後の指標により評価したところ、訪問診療を行っている医療機関数、患者数ともに増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 273 カ所（R2(2020)年度） 訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,067 人（R2(2020)年度） <p>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療を普及拡大していくためには、医療従事者と医療を受ける県民双方の理解が不可欠であるが、行政、病院がそれぞれの立場から普及啓発活動を実施することにより、県全体で在宅医療について理解を深めるという機運を醸造することが可能となる。</p> <p>普及啓発シンポジウムの開催を検討したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施を見送ることとなった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助対象を病院とすることで、各地域・病院の実情に即した普及啓発活動を実施することができた。また、院内研修の開催や、全国各地で開催される在宅医療関連の外部研修へ職員を派遣することにより、各病院が多角的な視点から在宅医療に関する知識を深めることができた。</p>
その他	

業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 11 (医療分)】 訪問診療等に必要な設備整備事業	【総事業費】 21,557 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H30.3 月 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。</p> <p>また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 50 カ所	
アウトプット指標（達成値）	在宅訪問診療の体制整備のため、病院、診療所、訪問看護ステーション等の計 25 機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>アウトカム指標 577 カ所 (H30.4) は、改定前の島根県保健医療計画で用いていた指標であり、現行計画策定時 (H30.4) に指標を見直したため直近の値を把握していない。現行計画の指標により評価したところ、訪問診療を行っている医療機関数、患者数とも増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所 (H29(2017)年度) → 273 カ所 (R2(2020)年度) ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人 (H29(2017)年度) → 6,067 人 (R2(2020)年度) <p>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県では、新たな設備投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援は、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。</p> <p>本事業の実施により、前述の代替指標の医療機関数が増加したことと等から、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 87,628 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 75.5%→R1 年度 80%	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。 ・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。 (委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター) 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成プログラムの作成数 156 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50 件 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成プログラムの作成数 213 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 20 件 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R3. 10 月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R2 年度 82.1%)</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業により支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増えており、臨床研修医の県内マッチングに占める奨学金・地域卒医師の割合の増加も見られるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修病院合同説明会等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。</p> <p>また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。</p>
その他	<p>県内で後期研修を開始する医師数も増加傾向にある。</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19 (医療分)】 地域勤務医師応援事業	【総事業費】 86,694 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 75.5%→H31 年度 80%	
事業の内容（当初計画）	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、病院等が行う医師の処遇改善や、代診医の受入等に係る経費を支援する。（医師の処遇改善の手当創設・拡充、医師に貸与する民間住宅の借上、代診に係る交通費等、派遣に伴う逸失利益（派遣元病院）への支援等）	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師の働く意欲を引き出す勤務環境改善等に取り組む医療機関の数 26 病院	
アウトプット指標（達成値）	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 24 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R3.10 月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師充足率 R2 年度 82.1%)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>過疎地域、離島における医療機関が、非常勤医師に対し交通費等を支出することにより、非常勤医師の採用を促進することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>特に医師が不足している過疎地域、離島における医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。</p>	
その他		